

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月25日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：22件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	中央制御室設置の格納容器雰囲気モニタ系制御盤内の冷却ファンに異音が認められたため、当該ファンを点検・修理	D	
2	1号機	非常用復水器（A）蒸気入口弁のグランドリークオフ配管より水のリーク（約60秒間に1滴程度）が認められたため、当該弁のグランド部を点検・調整	C	
3	2号機	取水設備トラベリングスクリーン装置（C）と（D）の中間にある洗浄水配管接続フランジ部より、海水のリーク（鉛筆の芯1本程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	3号機	廃棄物処理系プリコートタンクレベル指示スイッチの点検において、計器内部の配管継手部に水のにじみが認められたため、当該計器を交換	D	
5	3号機	廃棄物処理建屋操作室設置の集中環境施設廃棄物処理系廃液移送・受入制御盤の警報確認用押しボタンが破損し外れたため、当該押しボタンスイッチを交換	D	
6	3号機	1～4号機共用所内ボイラ循環ポンプ（A）のメカニカルシール水配管の保温材に水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	3号機	廃棄物処理系廃液中和タンク（A）のサンプリングラックに設置されているサンプリング弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	4号機	中央制御室換気系空調機本体と架台コンクリートの接続箇所に水のにじみが認められたため、当該空調機を点検・修理	D	
9	4号機	ほう酸水注入系ポンプ（A）のケーシング下部にほう酸の析出が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	4号機	タービン駆動原子炉給水ポンプ（A）の軸受油圧計用ベント弁の閉止プラグ部に油のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	5号機	タービン建屋6.9kV高圧配電盤室のストームドレンサンプポンプ出口逆止弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
12	5号機	5・6号機用水素・酸素供給設備の酸素圧力自動調整弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
13	5号機	主復水器（A）第2水室入口圧力計の検出配管取出弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
14	5号機	燃料交換機自動運転用計算機に故障を示す警報が発生したため、当該計算機を点検・修理	D	
15	5号機	高圧復水ポンプ（B）のベント弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	5号機	所内ボイラ（A）のドラム薬液注入配管に設置されている逆止弁の出口側接続部付近より蒸気のリーク（湯気が立つ程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
17	5号機	循環水系配管用電気防食装置に電位差の異常上昇を示す警報が発生したため、当該装置を点検・調整	対象外	
18	5号機	屋外ケーブルダクトサンプ（D）用レベルスイッチの接点動作不良により「レベル低」の警報が発生したため、当該レベルスイッチを点検・修理	D	
19	6号機	廃棄物処理建屋操作室換気系の空調機本体内部の制御回路用ヒューズ（2本）に断線が認められたため、当該制御回路を点検・修理	D	
20	6号機	廃棄物処理建屋電気品室換気系の空調機用膨脹タンク（A）のドレン配管に詰まりが認められたため、当該配管を点検・清掃	D	
21	集中環境施設	補給水系純水供給ポンプ（A）駆動用電動機より異音（摩擦音）が発生するため、当該電動機を点検・修理	D	
22	集中環境施設	プロセス主建屋内床面のドレンファンネルに番号表示誤り（2箇所）が認められたため、当該番号表示を確認・修正	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで